

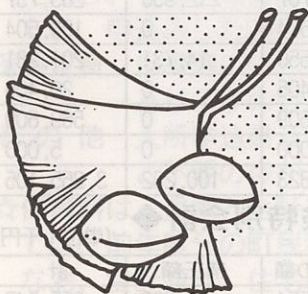


広
報

みさき



10月15日（金）に行われた園外保育（二名津保育園）



町の規模	
世帯数	1,754 戸
人口	4,461 人
男	2,054 人
女	2,407 人
(平成 11 年 9 月 30 日現在)	

平成 11 年 11 月 1 日 (No.209)
 発行 愛媛県西宇和郡三崎町
 三崎町役場 ☎ 54 - 1111 印刷
 編集 総 務 課 豊豫社



第三回 三崎町議会定例会

町議会九月定例会

一般質問二人で四件

平成十一年第三回三崎町議会定例会が、九月二十八日から二十九日までの会期二日間で開催され、二十八日には女性講座の生徒十三名を含む合計十六名の方が熱心に議会傍聴をされました。審議に先立ち杉山町長が召集のあいさつを行いました。

町長の召集のあいさつは、次のとおりです。
(町長あいさつ)

会議に先立ちまして、召集のあいさつを申し上げます。全国で二十九名の犠牲者を出した台風十八号は、当町におきましても屋根瓦がはがれ、ガラスが割れ、係留船が転覆したりあるいは、倒れた大木・電柱が道路をふさいだりと、大きな爪痕を残しました。又、ミカン園等では、木ずれ・葉ずれ等と共に今後塩害の発生が予測され、本年度の出来具合が多い気になるところであり、憂慮をいたしております。

町民の皆様方には、心からお見舞いを申し上げるものでございます。
被害状況を早期にとりまとめ、その対策・対応に全力を注いで参りたいと考えております。

又、消防団各位におかれましては、地域住民の生命と財産を守るという使命感の元、その活躍ぶりには心から敬意を表するものでございます。

さて、本定例会におきましては、平成十年度三崎町水道事業会計決算の認定をはじめ条例の改正一件、補正予算三件、八幡浜地区施設事務組合規約の変更、八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議、教育委員会委員の任命についての同意案件の合計八議案を提案いたしております。
よろしく審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

一般質問及び可決された案件

◆一般質問

◎西川一彌議員

一 J A 西宇和三崎共選選果場改築計画に伴う町の取組方について
J A 西宇和三崎共選選果場改築計画が進んでいるようですが、どの様な方法で町として取組んで行くのか町長の基本的な考えをお伺いいたします。

二 町営住宅新築計画について

若い妻帯者用の町営住宅が不足している様に思えるが町営住宅新築計画があるかどうか、町長の考え方を伺いいたします。

◎高岸助利議員

一行財政改革について

① 行財政改革をどの様にして進めて行くのか。
② なぜ今職員採用なのか。
③ 職員教育はどの様にして行くのか。
④ 補助金交付団体の数と額、その見直しの必要はないか。
⑤ 診療所の現状についての認識と今後どの様に対応しようとしているのか。

◎山下三郎議員

一 県立三崎高等学校への今後の取組みについて
① 三崎高校を魅力的にする為総合学科や中高連携などの導入を県教委に要望し働きかけを強力に行う為、町に委員会等を設置すべきでないか。
② 生徒数を確かなものにするには瀬戸町の協力が是非必要だと思っておりますが具体的な考えを伺いたい。

◆可決された案件

◎報告

◎監査委員報告

◎決算の認定

○ 平成十年度三崎町水道事業会計決算の認定について

◎条例の制定

○ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎補正予算の制定

○ 平成十一年度三崎町一般会計補正予算(第二号)の制定について

○ 平成十一年度三崎町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)の制定について

◎その他

○ 平成十一年度三崎町水道事業会計補正予算(第一号)の制定について

○ 八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八幡浜地区施設事務組合規約の変更について

○ 八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について

○ 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

三崎 中村亀三郎氏(新任)

一般会計総額32億5千5百10万5千円 (歳入歳出補正予算額 1億28万2千円)

●歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	231,457	0	231,457
2 地方譲与税	19,000	0	19,000
3 利子割交付金	4,500	0	4,500
4 地方消費税交付金	20,000	0	20,000
5 特別地方消費税交付金	1,000	0	1,000
6 自動車取得税交付金	12,000	0	12,000
7 地方特別交付金	3,500	0	3,500
8 地方交付税	1,811,084	7,026	1,818,110
10 分担金及び負担金	41,858	0	41,858
11 使用料及び手数料	19,219	0	19,219
12 国庫支出金	299,063	9,905	308,968
13 県支出金	184,238	55,866	240,104
14 財産収入	3,309	0	3,309
15 寄附金	636	0	636
16 繰入金	149,347	4,300	153,647
17 繰越金	100,000	3,685	103,685
18 諸収入	44,312	0	44,312
19 町債	210,300	19,500	229,800
歳入合計	3,154,823	100,282	3,255,105

●歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	70,972	△255	70,717
2 総務費	541,480	16,793	558,273
3 民生費	533,456	929	534,385
4 衛生費	310,841	290	311,131
6 農林水産業費	494,452	70,744	565,196
7 商工費	17,847	0	17,847
8 土木費	288,707	△2,950	285,757
9 消防費	109,504	0	109,504
10 教育費	186,550	14,731	201,281
11 災害復旧費	26,405	0	26,405
12 公債費	569,609	0	569,609
14 予備費	5,000	0	5,000
歳出合計	3,154,823	100,282	3,255,105

◆国民健康保険特別会計◆

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
事業勘定	649,554	5,993	655,547
施設勘定	1,130,785	△84	1,130,701
合計	1,780,339	5,909	1,786,248

三崎町の職員給与等の状況を公表します

1 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率 (参考)
10年度	11年3月31日 4,494人	千円 4,044,761	千円 81,276	千円 814,101	20.1%	18.1%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況 (普通会計当初予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
11年度	94人	千円 368,582	千円 42,449	千円 178,669	千円 589,700	千円 6,273

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (11年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
三崎町	331,700円	373,300円	45.1才	266,900円	266,900円	55.0才
国	322,033円	-	39.7才	286,958円	-	47.8才

4 職員の初任給の状況 (11年4月1日現在)

区分	三崎町		国		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	163,600円	174,200円	174,200円	188,500円
	高校卒	141,700円	151,600円	141,700円	151,600円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (11年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数 7年以上～10年未満	経験年数 15年以上～20年未満	経験年数 20年以上～25年未満
		一般行政職	大学卒	212,900円
	高校卒	188,200円	-	297,100円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況 (11年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主査	係長 主任	課長補佐 専門員	課長 課長補佐	課長		
職員数	1人	13人	5人	21人	29人	9人	6人	84人	
構成比	1.2%	15.5%	6.0%	25.0%	34.5%	10.7%	7.1%	100%	
参考	1年前の 構成比	1.1%	14.0%	7.0%	25.6%	37.2%	8.1%	7.0%	100%
	5年前の 構成比								

(注) 1 三崎町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

7 職員の手当の状況

区分	三 崎 町	国
期末手当 勤勉手当	(10年度支給割合)	(10年度支給割合)
	期末手当	期末手当
	6月期 1.6月分	6月期 1.6月分
	12月期 1.9月分	12月期 1.9月分
	3月期 0.55月分	3月期 0.55月分
計	計 4.05月分	計 4.05月分
	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有
退職手当	(支給率) 自己都合	(支給率) 自己都合
	勤続20年 21.0月分	勤続20年 21.0月分
	勤続25年 33.75月分	勤続25年 33.75月分
	勤続35年 47.5月分	勤続35年 47.5月分
	最高限度額 60.0月分	最高限度額 60.0月分
	その他の加算措置	その他の加算措置
	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 退職時特別昇給 1~2号給 一人当たり平均支給額 3,471千円 25,530千円	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 退職時特別昇給 1号給

(注) 退職手当の一人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(11年4月1日)

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	ア 配偶者 16,000円	同 じ	
	イ 扶養親族のうち2人まで 5,500円		
	ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円		
	エ 扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族1人 6,500円		
	オ その他の扶養親族 2,000円		
	カ 特定期間にある子の加算措置 有		
住居手当	ア 借家の場合 月額23,000円以下の家賃 家賃月額-12,000円 月額23,000円を超える家賃 (家賃月額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 最高支給限度額 27,000円	同 じ	
	イ 持家の場合 5年経過時まで2,500円、6年目から1,000円		
通勤手当	ア 交通機関利用者 全額支給限度額 45,000円 2分の1加算限度額 5,000円	同 じ	
	イ 交通用具使用者		
	2~5km 2,000円 25~30km 13,700円		
	5~10km 4,100円 30~35km 16,100円		
	10~15km 6,500円 35~40km 18,500円		
	15~20km 8,900円 40km以上 20,900円		
20~25km 11,300円			

8 特別職の報酬等の状況 (11年4月1日現在)

区分	給料、報酬等の月額	期 末 手 当
町 長	762,000円	(10年度支給割合)
助 役	610,000円	
収入役	572,000円	
議 長	260,000円	6月期 1.6月分
副 議 長	209,000円	12月期 1.9月分
議 員	195,000円	3月期 0.55月分
		計 4.05月分

9 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況など

(1)定員適正化目標 (数・率)

一般行政職における職員数は、平成10年において第6次定員モデル数を6名超過していますので、電算化の導入、民間委託、機構改革等の行政改革を進め、職員の減員に努めます。

また、離職者と新規採用者のバランスを考慮し、適正な職員構成、職員配置等により、定員の適正化に努めます。

(2)定員適正化手法の概要

- 期限の定められた事業については、事業終了後定員の削減を行います。
- 電算化の導入により、行政事務の効率的運営及び住民サービスの向上を図ります。
- 委託可能な事業については、積極的に民間委託を導入します。
- 行政需要に対応した組織・機構の見直しを行います。

(3)定員適正化計画の年次別推進の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	10年	11年	12年	13年	14年	15年	11~15年計	数値目標
一般行政	減 員	/	△4	△3	△1	△3	△1	△12 (14.81%)	
	増 員	/	2	2	1	1		6 (7.41%)	
	差 引	/	△2	△1		△2	△1	△6 (7.41%)	△6
	職員数	81	79	78	78	76	75	75	75
定員モデル超過数		+6							

●一般行政部門

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	10年 計画前年	11年 1年目	12年 2年目	13年 3年目	14年 4年目	15年 5年目	11~15年 計	部 門	区 分	10年 計画前年	11年 1年目	12年 2年目	13年 3年目	14年 4年目	15年 5年目	11~15年 計
議 会	減 員	/							衛 生	減 員	/				△2		△2
	増 員	/								増 員	/		1				1
	差 引	/								差 引	/		1		△2		△1
	職員数	2	2	2	2	2	2	2		職員数	10	10	11	11	9	9	9
総 務	減 員	/	△1	△1			△1	△3	農 林 水 産	減 員	/		△2		△1		△3
	増 員	/								増 員	/						
	差 引	/	△1	△1			△1	△3		差 引	/		△2		△1		△3
	職員数	22	21	20	20	20	19	19		職員数	11	11	9	9	9	9	9
税 務	減 員	/	△2					△2	商 工	減 員	/						
	増 員	/								増 員	/						
	差 引	/	△2					△2		差 引	/						
	職員数	8	6	6	6	6	6	6		職員数	2	2	2	2	2	2	2
民 生	減 員	/			△1			△1	土 木	減 員	/	△1					△1
	増 員	/	2	1	1	1		5		増 員	/						
	差 引	/	2	1		1		4		差 引	/	△1					△1
	職員数	20	22	23	23	24	23	24		職員数	6	5	5	5	5	5	5
									計	減 員	/	△4	△3	△1	△3	△1	△12
										増 員	/	2	2	1	1		6
										差 引	/	△2	△1		△2	△1	△6
										職員数	81	79	78	78	76	75	75

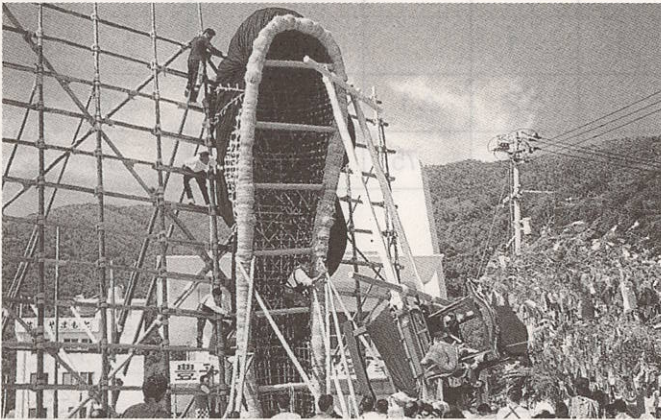
三崎・二名津秋祭り

十月八・九日の二日間、三崎・二名津地区で秋祭りが行われました。九日には、両地区で牛鬼と四ツ太鼓の練りが行われ、大勢の人出でにぎわいました。



二名津地区

三崎地区



和気あいあいと調理実習

● 老人教室が行われました
十月五日(火)、保健福祉センターで老人教室が行われました。この教室では、老人クラブから十四名、たちはな女性塾から四名が参加して、講話、調理実習、血圧測定などが行われました。



虫歯はあるかな

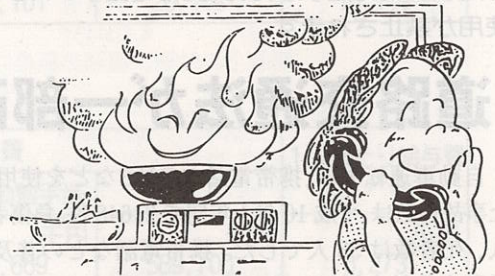
● 元気いっぱい三歳児
十月十九日(火)、平成八年三月一日(平成八年八月末日生まれの三歳児(十六名)を集めて、三歳児健診が行われました。
健診では、身体計測や生活・栄養・歯科相談などが行われましたが、三歳児たちは、保健福祉センターの中を元気いっぱい走り回っていました。

秋の全国火災予防運動

11月9日(火)~11月15日(月)

三崎町消防団
消防署第一分署

あぶないよ ひとりぼっちにした その火



この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として全国一斉に実施されます。

当町におきましても、防火宣伝パレード、独居老人家庭の防火診断調査、防火講習会等さまざまな行事を実施します。町民の皆さんも「火の用心7つのポイント」を守り、家庭や職場から火事を出さないよう、火災予防に努めましょう。



火の用心

7つのポイント

1. 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
2. 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
3. 風の強いときは、たき火をしない。
4. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
6. ふろの空だきをしない。
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない。



前任地 第二分署
住所 伊方町中浦
趣味 釣り、ジョギング

皆様、こんにちは、10月1日付けで第一分署に着任いたしました。大自然の中、潮風を受けながら仕事が出来ることを嬉しく思っています。一日も早く住民の方々に顔を覚えて頂き、皆様の期待に応えられるよう精一杯の努力をしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。



第一分署第2分隊
副分隊長
足利博文

前任地 本署第2小隊
住所 八幡浜市栗野浦
趣味 ドライブ

10月1日付けで第一分署に着任致しました。メロディーラインには晴れた日に自家用車でよく出かけていましたが、勤務するのは初めての場所です。本署及び他の分署での経験を生かし早く皆さんの期待に応えられるよう努力してまいります。又、近くへ出向くことも多いと思いますので、気軽に声をかけてもらえれば幸いです。どうかよろしく申し上げます。



第一分署第2分隊
分隊長
紀伊博隆

前任地 本署第1小隊
住所 八幡浜市大字郷
趣味 釣り

はじめまして、10月1日付けで第一分署に着任致しました。今回初めての分署勤務で戸惑いと不安を隠せませんが、一日も早く住民の方々が安心して暮らせるよう精一杯の努力を怠らないよう頑張っていく所存であります。若輩の身ではありますが、今後共よろしくお願致します。



第一分署第2分隊
消防士
木下貴之

前任地 第二分署
住所 保内町宮内
趣味 旅行

10月1日付けで第一分署に着任しました。緑と人情豊かな町で一人でも多くの住民の方々とのおふれあいを、モットーに考えて災害に強い街づくり、住民に信頼されるよう精一杯努力してまいりますので、よろしくお願致します。



第一分署第1分隊
分隊長
三好健二

第一分署職員紹介

携帯電話は車を止めてから ～11月1日から走行中の使用が禁止されます～

携帯電話で話しながら運転していたら事故に…。最近はこのようなケースの交通事故が増えています。こうした状況に対処するため、携帯電話やPHSの走行中の使用が禁止されます。

道路交通法が一部改正

自動車運転中に、携帯電話やPHSなどを使用して発生した事故件数は、平成10年1年間で2,648件。負傷者数は3,814人、死者数は33人でした。携帯電話などの普及に伴い、事故発生件数も増加しています。

これを受けて、道路交通法の一部が改正され、「携帯電話等の走行中の使用等の禁止」に関する規定が、今年11月1日から施行されます。自動車などの運転者は、携帯電話やPHS、自動車電話などを走行中に使用などしてはならない、というのが規定の主な内容です。

規定に違反したことによって道路交通の危険を生じさせ

た場合は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金の対象となります。また、基礎点数が2点付され、反則金の額は普通車で9,000円となります。

自動車運転中の携帯電話の使用はやめて、安全運転を心がけましょう。



■ 携帯電話使用中の人身事故発生状況

	平成9年	平成10年	増加率
発生件数	2,297	2,648	15.3%
死者数	25	33	32.0%
負傷者数	3,328	3,814	14.6%

平成11年11月15日にサービス業基本調査が実施されます。

この調査は、我が国においてサービス業の事業・活動を行っている事務所・店舗・施設の経済活動及び業務の実態を調査し、サービス業に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

調査にご協力をお願いします。



一産業と暮らしに活かす サービス業基本調査

第23回南予地区愛媛県産品まつり (宇和島会場)のご案内

県産品を紹介し、その愛用を促進して、地場産業の振興を図るため、12月4日(土)～5日(日)の2日間、宇和島銀天街において、『第21回南予地区愛媛県産品まつり(宇和島会場)』が開催されます。

会場では、地域の特産品等が展示・即売されますので、ご近所お誘い合わせのうえ、ぜひご来場下さい。

○日時 12月4日(土)は10:00～17:00まで

12月5日(日)は10:00～16:00まで

○会場 宇和島銀天街(袋町、新橋、恵美須町商店街)

「法務総合相談所・外国人のための人権法律相談所」

相談内容 人権問題、登記、供託、戸籍、国籍相談
遺言、外国人のための人権法律相談
(無料・秘密厳守)

日時 平成11年12月6日(月)午前10時から午後3時まで

場所 松山市役所 本館11階会議室

相談担当者 人権擁護委員 弁護士 公証人 法務局職員
英語通訳者 中国語通訳者

主催 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会

後援 松山合同公証役場 愛媛弁護士会
愛媛県人権啓発活動ネットワーク協議会

－11月は職業能力開発促進月間です－

自己啓発に「技能士のための通信講座」を受講してみませんか。

雇用・能力開発機構 職業能力開発総合大学校では、生産現場の技能労働者の方々に必要な専門知識を系統的に幅広く習得するための通信講座を開講しています。

【特典】修了者は技能検定の学科試験が免除

【コース】機械加工科(1級)他 全38コース

【受講資格】実務経験のある方(1級については、修了時に1級技能検定の受験資格を得られる方)

【受講期間】標準で1カ年

【受講料】1級技能士コース 8,510円

2級技能士コース 6,390円

(お問い合わせ先) 雇用・能力開発機構ポリテクセンター愛媛

TEL 089-972-0334

11月は「ゆとり創造月間」です。 「ゆとりは働くあなたの活力源」ですね。

愛媛の労働者一人平均の年間出勤日数は244.8日で、全国平均に比べ年間7.2日多く出勤しています。言い換えれば、休暇・休日が7.2日少なくなっています。

年次有給休暇の取れる職場環境を作り、完全週休二日制の実現に向けて取り組みましょう。

愛媛労働基準局

「人権問題に関する総合12時間電話相談」

相談内容 差別問題、児童生徒の「いじめ」、体罰問題、家庭問題、近隣関係等人権問題に関するあらゆる相談(無料・秘密厳守)

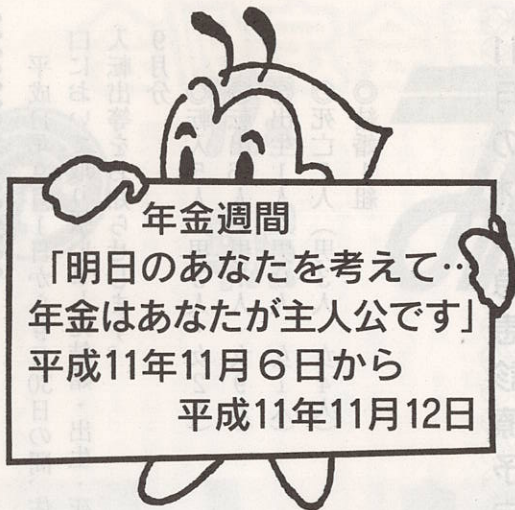
日時 平成11年12月10日(金)

午前9時～午後9時

電話番号 フリーダイヤル 0120-025-550

相談担当者 弁護士、僧侶や教育者等多種の経験を持つ人権擁護委員、法務局職員

主催 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会



「年金は、世代と世代の支え合い」
そうです。

本格的な少子・高齢社会の到来を控え、公的年金制度の果たす役割はすべての国民にとって重要であります。

公的年金制度は、世代と世代の支え合いという仕組みであり、これからの社会の中でなくてはならない制度なのです。

この大切な制度を、安定的に揺るぎないものとして行くためには、「世代間扶養」を国民一人一人が認識する必要があります。

皆さん”

いつかは必ず、自分自身が支えられる時が来ます。

年金に強い関心をもって下さい。

年金は自分が、主人公なのだということを理解して下さい。

医薬品副作用被害救済制度をご存知ですか？

医薬品副作用被害救済制度



- この制度は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法に基づく公的制度です。
- 医薬品は、両刃の剣といわれるように有効性と安全性のバランスの上に成り立っているため、その使用にあたって十分な注意を払っても副作用が発生することがあります。
- 医薬品を正しく使用したにもかかわらず入院を必要とする程度以上の副作用が起こった場合には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われています。
- 救済給付の請求については、当機構へご相談ください。
- 制度の仕組みを解説したパンフレット及び請求用紙を無料でお送りします。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構
(略称：医薬品機構)
総務部企画課 相談係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル9階

TEL.03-3506-9411 (ダイヤルイン)

<http://www.kiko.go.jp/>

平成12年度 保育園入園児童募集のお知らせ

保育園は小学校就学前の児童を、働くお母さん達に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

平成12年4月からの保育園入園児童を下記により募集いたしますので、入園を希望されます児童の保護者の方は、入園申込み手続きをされますようお知らせいたします。

記

- 1 申込期限 平成12年1月31日まで
- 2 申込場所 三崎町役場住民課福祉係
- 3 申込要領 入所申込書に必要事項を記入し、該当する次の書類を添えてご提出ください。
 - ①給与所得者の方は、平成11年分源泉徴収票の写し
 - ②給与所得者以外の方は、平成11年分確定申告書の写し（後日提出でも構いません。）
 - ③入所申込書裏面「4」に該当する書類

☆すでに入園していて、平成12年度も引き続き入園される場合は、申込書の提出はいりません。

ただし、平成11年分源泉徴収票の写し及び確定申告書の写しは提出が必要です。

なお、申込みしたあと「仕事が変わった」などの状況変更が生じた場合は、連絡が必要です。

- 4 保育定員 保育園には、児童を保育できる定員がありますので、お申込みすべて保育できないことがありますので、ご承知おきください。

- 5 その他 入所申込書及び上記③の用紙は住民課、各保育園に備えております。

ご不明の点がありましたら、住民課へお問い合わせください。

☆保育料は、児童と生計を同じにする世帯員の前年の所得税の合計額（所得税の課税がない世帯に
ては、前年度分の町民税の合計額）で算定します。

なお、合計額は、住宅取得控除、配当控除及び特別減税などの税額控除は適用されませんので、控除される前の税額になります。

☆「生計を同じにする」とは、税法上の扶養控除対象となっている場合も含まれます。

人の動き

平成11年9月1日から9月30日の間、住民課窓口において取り扱いました結婚・出生・死亡・転入転出等をお知らせします。

9月分

- 転入5人 (男3人・女2人)
- 転出16人 (男7人・女9人)
- 出生1人 (男0人・女1人)
- 死亡7人 (男3人・女4人)
- 結婚1組

11月の休日急患診療予定表

※変更の場合がありますから、ご利用の際は、確認して下さい。

11月3日	門田 医院	5410034
11月7日	申 診療 所	5610032
11月14日	三崎 診療 所	5411050
11月21日	二名津診療所	5410743
11月23日	山下 医院	5410073
11月28日	門田 医院	5410034

三崎町さざなみ句会

紅葉まつり伊予の高嶺に餅が降る
 まなぞこに青栗一果一人の道
 友よりの真心届く秋野菜
 北西風おいおい此処の風となる
 明日の晴空にあずけてみかんとり
 赤鬼が嬰抱きあげて昼神楽
 葬の燈明揺らぐ読経秋風に
 菊香る見舞の客の国なまり
 まだ咲かぬ花を夢みて菊づくり
 澄みし瞳に鋭さもあり空海展
 空瓶と遊ぶ子のおり昼ちちろ
 梨の木のちらちら光る帰り花
 街に出て聞く伊予なまり青みかん
 わらうことつくり上げてもしわがのぶ
 木洩れびの山道に会ふ片時雨
 朝寝坊後二カ月に何起こる
 踊り場へ踊り場へ老若男女かな
 虫鳴かざ花狂い咲く神無月
 世界中呼んでしまなみ天高し
 灘に出た野分の風の燃りており
 芋畑ねころんで遊ぶ雲の下
 旅馴れぬ宿に寝返る夜長かな
 紅葉の様わが生命を飾りたし
 広められ狭められ輪の祭獅子
 虫干しや母の匂いのものばかり
 木の実落つ小さきは小さき音立てて
 祭獅子嬰子背中にちぢみ見る
 海風に浜菰淡く揺れやまず
 チェンソーの音台風の置きみやげ
 むらさきの雨滴となりぬ葛の花
 隙間なく落ちし銀杏石仏寺
 秋高く天の橋立澄みわたる
 去りて尚ブランコ揺れて秋の暮
 加茂川に万の人の太鼓台

- 中谷段々子
- 梶谷すみれ
- 金森久栄
- 宮本マサ子
- 高岸敬子
- 中村隆保
- 池上馨
- 三好益栄
- 阿達保山
- 三河百年
- 脇中一雄
- 長尾カメ子
- 中井ヤチ子
- 中井不二女
- 岡部富三郎
- 結城時彦
- 中川長治
- 毛利光子
- 井上幸子
- 大川昇太郎
- 松本光子
- 宮部タミエ
- 今川キクエ
- 小松未運男
- 阿部八重
- 山本万浪
- 山口松柏
- 山内須磨子
- 加藤尚子
- 山内良子
- 宮部スミエ
- 伊藤植美
- 野本貞恵
- 中谷ハル子

11月の気象 (資料・気象庁)

◇時雨と木枯らし
 季節の進行とともに、気温が下がり始めます。陸地は海に比べて早く冷えるので、大陸は周りの大洋に比べて相対的に冷たくなります。このため、冷たい大陸から暖かい大洋に向かって寒気が吹き出します。この寒気の吹き出しが冬の季節風と呼ばれるもので、日本では世界的に見ても季節風の強い影響を受けています。季節風は日本海を渡る際にたつぷりと水蒸気が補給され、次々に雲を発生させます。この雲が日本海側に時雨をもたらしますが、脊梁山脈を越えるまでの間に大部分の水蒸気は降水として使い果されてしまうため、太平洋側では天気も晴れ、乾いた冷たい北西の風(木枯らし)が吹きます。

◇小春日和と霜
 季節風の吹き出しとともに日本付近の気圧配置は大陸に高気圧、東海上には低気圧が位置し、等圧線は南北に走る西高東低の冬型と呼ばれる形になります。真冬においては1週間以上も冬型の気圧配置が持続することもあります。この時期は、低気圧のあとを追うように大陸からやってくる高気圧(移動性高気圧)によって冬型の気圧配置はすぐに緩んでしまいます。この移動性高気圧は小春日和と呼ばれる穏やかな晴天をもたらしますが、地表の熱が逃げるのを遮る雲などが少ないため、日照のなくなる夜は思いのほか冷え込みが厳しく、朝、目覚めたら霜で真っ白といったこともあるため、農作物の管理などには注意が必要です。

